

# 住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

## 受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 **（1世帯あたり10万円）** は（Ⅰ）住民税均等割非課税世帯や（Ⅱ）新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- **一度、給付金を受給された世帯は再受給することはできません。**

### 給付金の支給額

#### 1世帯あたり10万円

- ・令和3年度同給付金の対象世帯であるが未申請または支給を辞退した世帯も対象外です。

### 給付金の支給時期

#### 支給決定通知をもって案内

- ・町が確認書(または申請書)を受理した日から2週間程度で振り込む予定です。

### 支給対象と申請の有無

#### 支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

（Ⅰ）世帯全員の  
**「住民税均等割が非課税」**  
の世帯

（Ⅱ）令和4年1月以降の収入が  
減少し **「住民税非課税相当」**  
の収入となった世帯(家計急変世帯)

町から確認書が届きます  
**（要返送）**

提出期限：令和4年9月30日（金）

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

**申請が必要です**

申請期限：令和4年9月30日（金）

- ・申請時点で久米南町に住民登録があることが条件です。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

# 給付金の支給手続き

## I-① 令和3年度住民税が非課税の世帯（非課税世帯）

### (1) 世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、役場保健福祉課から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」を送付しています。  
対象になるが未提出の場合、役場保健福祉課までご連絡ください。



### (2) 世帯の中に、令和3年度住民税の課税状況が不明な方等がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 送付している「申請書」に必要事項を記入して、添付資料と一緒に令和4年9月30日（金）までに役場保健福祉課にご提出ください。



## I-② 令和4年度住民税が非課税の世帯（非課税世帯）※未支給の世帯のみ

### (1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象と思われる世帯には、役場保健福祉課から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、対象になる場合は、期日までに役場保健福祉課に**返送**してください。



### (2) 世帯の中に、令和4年度住民税の課税状況が不明な方等がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 送付する「申請書」に必要事項を記入して、添付資料と一緒に令和4年10月31日（月）までに役場保健福祉課にご提出ください。



## II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、申請時点で住民登録がある市区町村に、直接または郵送でご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村住民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。

(例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安（久米南町の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合137.8万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

## お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金コールセンター

 **0120-526-145**

受付時間 9:00～20:00（土日祝、12/29～1/3を除く）

久米南町役場 保健福祉課

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口

電話：086-728-4411

受付時間：8:30～17:15（平日）